

栗原市水道事業給水条例施行規程

平成17年4月1日

企業管理規程第5号

改正 平成20年3月31日企管規程第5号

平成21年3月6日水管規程第1号

平成22年3月31日水管規程第3号

平成24年3月15日水管規程第2号

平成29年12月28日水管規程第14号

平成31年3月29日水管規程第5号

令和元年5月31日水管規程第10号

令和元年9月26日水管規程第13号

令和2年3月30日水管規程第5号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第18条）

第3章 給水（第19条—第25条）

第4章 料金及び手数料等（第26条—第31条）

第5章 管理（第32条—第36条）

第6章 貯水槽水道（第37条）

第7章 補則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、栗原市水道事業給水条例（平成17年栗原市条例第249号。

以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一時的な水道の使用）

第2条 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認める一時的な水道の使用期間は、おおむね60日とする。

2 管理者が認めた一時的な水道の使用を廃止するときは、第20条及び第24条第1号に規定する申込書を提出し、給水装置を撤去しなければならない。

3 管理者が認めた一時的な水道を継続して使用するとき（継続して使用するために給水装置を改造する場合を含む。）は、新たに第20条及び第24条第1号に規定する申込書を提出しなければならない。

（共用給水装置の設置及び使用条件）

第3条 条例第5条に規定する管理者が必要があると認めた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 専用給水装置を設置することができないと認めたとき。

(2) 公益上必要があると認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要があると認めたとき。

2 共用給水装置の使用条件は、専ら家事用に供するものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構成及び附属用具)

第4条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をもって構成するものとする。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置には、止水栓きょう、メーター、ます、その他附属用具を備えなければならない。

(給水装置新設等の申込み)

第5条 条例第6条第1項の規定に基づく給水装置の新設、改造等の申込みは、給水装置工事施工申込書（様式第1号）により行うものとする。

(給水装置に関する事務の代行)

第6条 給水装置所有者の所在が不明であって、給水装置に関する事務を処理することができないときは、管理者は、家屋又は土地の所有者及び水道使用者その他利害関係人の申請によって、その所在が判明するまで申請者をして所有者のなすべき事務を代行させることができる。

(利害関係人の同意書の提出)

第7条 条例第6条第2項に規定する管理者が必要があると認めたときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有地又は家屋に給水装置を設置するとき。

2 前項の同意書又はこれに代わる書類の提出を得られないときは、当該工事に係る利害関係人の一切の異議は、当該工事の申込人が責任を負う旨の誓約書（様式第2号）をもって、これに代えることができる。

(開発等の事前協議)

第8条 条例第7条に規定する協議は、開発給水協議書（様式第3号）によるものとする。

2 管理者は、前項の協議があったときは、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に開発給水協議回答書（様式第4号）により回答するものとする。

(指定給水装置工事事業者が施行する工事)

第9条 条例第9条第1項に規定する指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を施行しようとするときは、給水装置工事施工申込書（様式第1号）の委任欄を記入の上、管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(給水装置工事設計審査等の様式)

第10条 条例第9条第2項に規定する給水装置工事を施行する場合の設計審査等に係る様式等は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 設計承認申請 給水装置工事施工申込書（様式第1号）

- (2) 設計承認 給水装置工事設計承認書（様式第5号）
- (3) 工事の完成報告 給水装置工事完成届（様式第6号）
- (4) 工事の完成図 給水装置工事完成図（様式第7号）

（給水装置使用材料）

第11条 管理者は、条例第9条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第12条 条例第10条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次に掲げる基準により行うものとする。この場合において、管理者は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 条例第10条第1項の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
- (2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前2項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用するこ

とができる。

- 4 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないとき、当該材料の使用を制限することができる。
- 5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水装置を著しく多数設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水槽の入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第13条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第14条 給水管の埋設の深さは、公道内にあつては道路管理者の指示によるものとし、私道及び宅地内等にあつては60センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第15条 条例第11条に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) 材料費は、当該給水装置工事に使用する材料の数量に、適正な単価を乗じて得た額とする。
- (2) 労力費は、適正な職種別賃金日額に所要日数を乗じて得た額とする。
- (3) 運搬費は、当該材料の積載量及び運搬距離を基準とした適正な単価に所用の数量を乗じて得た額とする。
- (4) 道路復旧費は、道路管理者が定める額とする。ただし、仮復旧を要する場合は、道路管理者が別に定める仮復旧費を加算するものとする。
- (5) 間接経費は、損料及び事務費の合計額とする。この場合において、損料及び事務費の額は、当該材料費及び労力費の合計額の30パーセント以内の額とし、管理者が別に定める。

(メーターの設置位置等)

第16条 条例第19条第3項に規定するメーターの位置は、次に掲げる基準に基づき設置するものとする。

- (1) 原則として建築物の外であつて、当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐点に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で、かつ、損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設置することができる場所

(メーターの設置基準等)

第17条 条例第19条第3項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物につき1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があ

- ると認めた場合は、1 建築物について2 個以上のメーターを設置することができる。
- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する2 以上の建築物で水道を使用するときは、当該2 以上の建築物を1 建築物とみなすことができる。
 - 3 受水槽以下の使用水量を計量するためメーターの設置が特に必要があるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 受水槽以下の装置が2 戸以上の住宅の専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
 - (2) 受水槽以下の装置の共用部分について、管理者が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。
 - 4 メーターを設置する受水槽以下の装置は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
 - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
 - (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
 - 5 受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
 - 6 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

第18条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

第3章 給水

(給水管防護の措置)

第19条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠ぺいにかかわらず、

防寒装置を施さなければならない。

- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込み)

第20条 条例第16条に規定する給水の申込みは、給水使用(開始・中止・廃止)申込書(様式第8号)により行うものとする。

(代理人の選定届等)

第21条 条例第17条に規定する給水装置の所有者の代理人及び条例第18条に規定する管理人の選定又は変更の届出は、給水装置所有者代理人(管理人)選定(変更)届(様式第9号)により行うものとする。

(メーターの保管)

第22条 条例第20条第1項に規定するメーターの貸与は、メーター保管証(様式第10号)により行うものとする。

(メーターの損害弁償)

第23条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、メーター亡失(毀損)届(様式第11号)を管理者に届け出なければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第24条 条例第21条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道の使用をやめようとするとき 給水使用(開始・中止・廃止)申込書(様式第8号)
- (2) メーターの口径の変更、給水装置所有者の変更又は水道使用者の氏名若しくは住所に変更があったとき 水道使用者等変更届出書(様式第12号)
- (3) 消火栓を消防演習に使用するとき 消火栓演習使用届(様式第13号)
- (4) 消火栓を消火に使用したとき 消火栓消火使用届(様式第14号)

(給水装置及び水質検査の請求)

第25条 条例第24条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第15号)により行うものとする。

第4章 料金及び手数料等

(料金等の納入期限)

第26条 料金、加入金、手数料その他条例の規定により納入すべき料金(以下「料金等」という。)の納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 納入通知書の方法により納入する場合 水道料金(以下「料金」という。)にあっては納入通知書を発した日の属する月の末日(その日が栗原市の休日を定める条例(平成17年栗原市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日)とし、その他の納入金にあっては別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内と

する。

- (2) 口座振替の方法により納入する場合 管理者が指定した日
(定例日)

第27条 条例第27条に規定する定例日は、奇数月の20日から末日までの間に設けるものとする。

(共用給水装置の料金の算定方法)

第28条 共用給水装置の料金は、共用栓ごとに徴収する(条例第28条第2項のただし書の規定により各戸の水量を認定したときを除く。)

2 前項の規定により徴収する場合において、1戸当たりの使用水量が1立方メートル未満のとき、又は使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

3 1のメーターを設置し、給水を受けているマンション、賃貸住宅等における各戸の料金は、当該世帯ごとに徴収するものとし、徴収する料金は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 基本料金相当額 条例別表に規定する口径13ミリメートルの基本料金の金額

(2) 従量料金相当額 マンション、賃貸住宅等の使用水量を各戸で除して得た水量を各戸の使用水量とみなし、当該使用水量に適用される条例別表で定める従量料金の金額

(使用水量の認定基準)

第29条 条例第28条の規定による使用水量の認定は、認定しようとする日の属する月前4箇月間の使用水量、前年の使用水量その他の事情を考慮して行うものとする。

(料金等の軽減又は免除)

第30条 条例第35条の規定による軽減又は免除は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。

(1) 災害その他の理由により、料金等の納入が困難である者の料金等

(2) 不可抗力による漏水に起因する料金等

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が公益上特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、水道事業納入金軽減(免除)申請書(様式第16号)により行うものとする。

3 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに調査の上、軽減若しくは免除又は却下の処分を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(料金等の督促に要する費用の額)

第31条 条例第36条第2項に規定する管理者が別に定める費用の額は、100円とする。

第5章 管理

(給水装置検査員証)

第32条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第17条第2項に規定する証明書は、給水装置検査員証（様式第17号）とする。

（措置命令）

第33条 条例第37条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第18号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（給水停止の通知）

第34条 条例第38条又は第39条の規定により給水を停止（以下「給水停止」という。）するときは、あらかじめ給水停止する旨を通知しなければならない。この場合において、条例第38条又は第39条（第1号を除く。）の規定により給水停止をするときは様式第19号により、条例第39条第1号の規定により給水停止をするときは様式第19号の2により通知するものとする。

（給水停止処分の方法）

第35条 条例第38条又は第39条で規定する給水停止は、給水装置の封印、止水栓の閉鎖若しくはメーターの撤去又は配水管との連絡を切断することにより行うものとする。

（水道使用上の注意）

第36条 給水用機器にホース等を接続し水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないよう措置しなければならない。

第6章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第37条 条例第47条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理の状況に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査を受けること。

第7章 補則

(その他)

第38条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
(水道料金軽減の特例)
- 2 第30条の規定にかかわらず、合併前の瀬峰町水道事業給水条例施行規則（平成10年瀬峰町規則第5号）第25条第1項第4号の規定により認められた独居老人世帯等特別世帯に係る水道料金の軽減については、次のとおりとする。
 - (1) 1箇月当たりの使用水量が5立方メートル以下の場合は、1,890円
 - (2) 1箇月当たりの使用水量が5立方メートルを超え8立方メートルまでの場合は、2,200円(経過措置)
- 3 この規程の施行の日の前日までに、合併前の築館町給水条例施行規則（平成10年築館町規則第2号）、若柳町上水道事業給水条例施行規程（平成10年若柳町企業管理規程第2号）、栗駒町給水条例施行規程（平成9年栗駒町管理規程第4号）、瀬峰町水道事業給水条例施行規則又は志波姫町水道事業給水条例施行規程（平成12年志波姫町水道事業管理規程第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則及び規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日企管規程第5号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の改正規定は、平成20年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の日の前日までに、改正前の栗原市水道事業給水条例施行規程の規定により給水を受けている者にあつては、改正後の栗原市水道事業給水条例施行規程（以下「新訓令」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 栗原市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成19年栗原市条例第56号。以下「改正条例」という。）附則第6項の規定による継続水道使用者の料金の計算方法に用いる附則別表に規定する区分のうち専用給水栓ごとに定めるものについては、附則別表に定める地区ごとの区分に応じ、それぞれ同表に定める基準のとおりとする。

附則別表 略

- 4 新訓令により軽減した金額は、別段の定めがない限り、改正条例附則第6項に規定する基礎料金とする。

附 則（平成21年3月6日水管規程第1号）

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の栗原市水道事業給水条例施行規程の規定による様式第1号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の栗原市水道事業給水条例施行規程の規定によるものとみなす。

附 則 (平成22年3月31日水管規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の栗原市水道事業給水条例施行規程(以下「旧規程」という。)の規定により給水を受けている者に係る改正後の栗原市水道事業給水条例施行規程(以下「新規程」という。)第27条及び第29条の適用については、この規程の施行の日以後のメーターの検針により計量した使用水量に係る料金について適用するものとし、同日前のメーターの検針により計量した使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の日の前日までに、旧規程の規定によりした処分、手続その他の行為は、新規程の相当規定によりしたものとみなす。

附 則 (平成24年3月15日水管規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日水管規程第14号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日水管規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の栗原市水道事業給水条例施行規程の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の栗原市水道事業給水条例施行規程の規定による様式とみなす。

附 則 (令和元年5月31日水管規程第10号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月26日水管規程第13号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日水管規程第5号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

受付番号

給水装置工事施工申込書

栗原市水道事業 栗原市長 殿 このたび、下記場所に栗原市水道事業給水条例、同条例施行規程その他給水装置に関する諸規程の内容を承知の上、給水装置工事を申込みます。 なお、工事申込みにあたり、関係法令を守るとともに第三者から異議の申立て及び既設給水装置接続工事後に故障や漏水等が発生したときは、私方で責任をもって解決いたします。 また、市に対する諸手続き及び納入金の支払等、給水装置工事に関する一切を下記指定給水装置工事業者に委任します。 住所 給水装置工事申込者 氏名 電話番号		年 月 日 【工事期間】 受付 年 月 日 着手承認 年 月 日 竣工予定 年 月 日 着手 年 月 日 竣工 年 月 日 検査 年 月 日 【納入金額】 量水器 口径 mm 個数 個 加入金 円(内消費税 円) 設計審査手数料 円 工事検査手数料 円 材料検査手数料 円 納入額合計 円 既設管の接続 有 ・ 無 既設管の管種 給水方式 <input type="checkbox"/> 直圧式 <input type="checkbox"/> 2階直圧式 <input type="checkbox"/> 3階直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 受水槽式 分岐配水管 管種 口径 分岐給水管 管種 口径 給水栓数 栓 給水装置工事見積額 円
給水装置設置場所 給水装置の種類別 専用給水装置 ・ 共用給水装置 ・ 私設消火栓 給水口径 13・20・25・30・40・50・75・() 給水用途 家事用・家事用以外・臨時用 工事種別 新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去 指定給水装置工事業者(設計承認申請者) 指定番号 住所 氏名 代表者名 電話番号 給水装置工事主任技術者 氏名 交付番号 なお、給水装置工事の設計は、別紙のとおりですので承認願います。	【給水装置設置に関する同意】 《私所有の土地へ給水することを同意します。》 場所 土地所有者 住所氏名 《私所有の給水装置から分岐・撤去することを同意します。》 場所 分岐線所有者 住所氏名 《私所有の家屋へ給水することを同意します。》 場所 家屋所有者 住所氏名 《私所有の土地へ給水管を埋設・撤去することを同意します。》 場所 通土所有者 住所氏名	

様式第1号(裏)

縮尺 _____

審査係	設計

図面

様式第2号(第7条関係)

誓 約 書

今般、栗原市 に給水装置工事を実施するにあたり、
利害関係者より異議の申立てがあったときは、一切申込者の責任で解決することを誓約いたします。

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

申込者 住所
氏名



様式第3号(第8条関係)

開 発 給 水 協 議 書

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

申請者 住所
氏名 ㊟
(法人の場合は代表者)
電話番号

開発事業地への水道水の供給を受けたいので、関係法令の規定により関係書類を添えて協議いたします。

記

- 1 給水場所(開発事業地)
- 2 開発事業名
- 3 開発目的
 - (1) 宅地造成による土地分譲
 - (2) 宅地造成及び分譲住宅建設
 - (3) その他()
- 4 開発事業の概要
 - (1) 開発区域面積 A= m²
 - (2) 計画地盤高 最高 m、最低 m
 - (3) 区画数等
- 5 開発事業の予定期間 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 6 給水希望年月 年 月
- 7 水道工事施工予定業者名
- 8 添付書類

様式第4号(第8条関係)

開発給水協議回答書

第 号
年 月 日

申請者 様

栗原市水道事業
栗原市長



年 月 日付けで協議のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 開発給水計画を適当と認めます。
条件
- 2 開発給水計画を不適当と認めます。
理由

様式第5号(第10条関係)

給水装置工事設計承認書

第 年 月 日
号

様

栗原市水道事業
栗原市長



下記給水装置工事の設計について、承認する。

- 1 給水装置工事場所
- 2 委任者氏名
- 3 工事内容 新設・増設・改造・その他()
- 4 完成図 工事完成時に提出のこと。
- 5 その他

*給水装置工事着手届を提出してください。

様式第6号(第10条関係)

給水装置工事完成届

給水装置設置場所 栗原市

氏名.....

給水種別

工事申込年月日 年 月 日

工事の内容 新設・改造・修繕・撤去

着工年月日 年 月 日

竣工年月日 年 月 日

上記工事を竣工したので工事施工写真を添えてお届けいたしますので検査をお願いします。

年 月 日

代理人 住所
(指定給水装置工事事業者) 氏名
電話番号

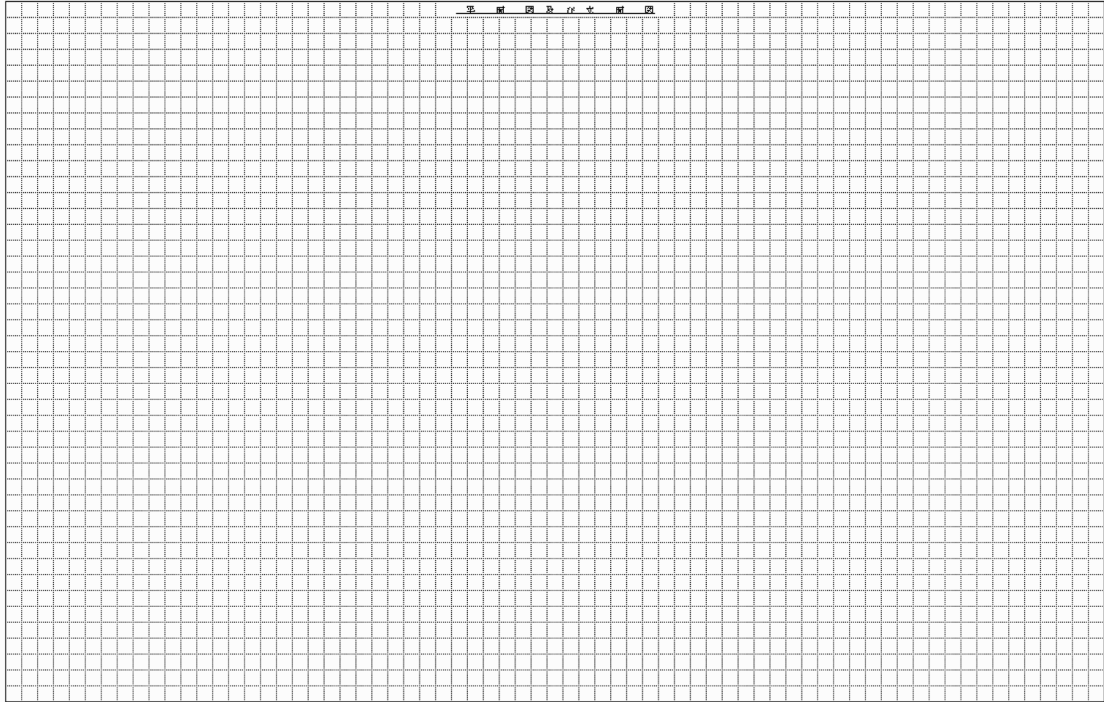


栗原市水道事業
栗原市長 殿

様式第7号(裏)

給水装置工事設計図

第一層図及第二層図



栗原市水道事業
栗原市長 殿

お客様記入欄

担当課記入欄

給水住所	栗原市 アパート等の名称・部屋番号	
フリガナ		家族数
水道使用者		人
連絡先	自宅() — 携帯() —	勤務先 勤務先電話番号() —
使用者住所 又は前住所	電話番号() —	
給水装置 所有者	住所 氏名	電話番号() —
所有者代理人	住所 氏名	電話番号() —
使用開始・中止 ・廃止年月日	年 月 日 (曜日) 午前 時 分 午後 時 分	
納入方法 又は精算方法	1 口座振替 2 納付書 3 その他()	
使用目的	1 家事用 2 家事用以外 3 団体用 4 営業用 5 工業用 6 臨時用 7 その他()	
立会の有無	1 開閉検時に立ち会います 2 開閉検時に立ち会いませんので、一任します	
転出先	住所 電話番号	

受付年月日	年 月 日	受付番号		
受付処理者		仮受付番号		
水栓情報	新規・既設 前使用者()			
	水栓番号	お客様番号		
	巡回順路	— —		
	メーター	口径	mm	
		番号		
		休止時指針	m ³	
		開栓時指針	m ³	
	メモ			
	測定発生	年 月分	メーター交換	要
	納組番号	検満年月	年 月	
備考欄 (略図等)				
処理欄	現場処理		電算処理	
	月日	処理者	月日	上水処理者
			月日	下水処理者

※「栗原市水道事業給水条例」と「栗原市水道事業給水条例施行規程」が水道供給契約の内容となります。

様式第9号(第21条関係)

給水装置所有者代理人(管理人)選定(変更)届

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

住所
給水装置所有者
氏名 ㊟

下記のとおり、代理人(管理人)を選定(変更)したいので、お届けいたします。

給水装置の設置場所	栗原市	
選定・変更年月日	年 月 日	
新代理人 管 理 人	住 所	
	氏 名	㊟
旧代理人 管 理 人	住 所	
	氏 名	㊟

様式第10号(第22条関係)

メーター保管証

給水装置場所 栗原市 _____

メーター口径 口径φ _____ mm、箇数 _____ 個

メーター番号 番号 _____ (現在指針) _____、番号 _____ (現在指針) _____
番号 _____ (現在指針) _____、番号 _____ (現在指針) _____
番号 _____ (現在指針) _____、番号 _____ (現在指針) _____
番号 _____ (現在指針) _____、番号 _____ (現在指針) _____
番号 _____ (現在指針) _____、番号 _____ (現在指針) _____

上記メーターの借用にあたり、善良な管理のもとに保管いたします。万一、亡失、き損の場合は、相当の代価を弁償いたします。

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

給水装置使用者、所有者(代理人)
住所
氏名 ㊟

様式第11号(第23条関係)

メーター亡失(毀損)届

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置代理人)
住所
氏名 ㊟

下記の理由により、保管使用中のメーターを亡失(毀損)しましたので、お届けいたします。

なお、損料等については、直ちに弁償いたします。

記

給水装置の設置場所	栗原市	
(理由)		
メーターの種別	口径	mm、番号
有効期限	年 月、取付	年 月

様式第12号(第24条関係)

水道使用者等変更届出書

届出月日 年 月 日

お客様番号		水栓番号	
使用者住所			
給水住所			
使用者名		☑ 電話番号	— —

太枠の中のみご記入ください。

変更内容を○で囲み詳細を下の欄にご記入ください。

— 変 更 内 容 —

使用者名 ・ 使用者住所 ・ 用途 ・ 口径 ・ 給水装置所有者 ・ 納入方法 ・ その他

〔詳細記入欄〕

変 更 前	
-------	--



変 更 後	
-------	--

* 所有者名変更の場合は住所も併せて記入し変更前、変更後の各所有者の押印が必要です。

* 口座振替名義人の変更は、別に手続きが必要です。

* 各名義変更の場合フリガナを記入してください。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

処理欄

取 受 欄	受付番号	受 付 者	処理月日	処 理 者	備 考

様式第13号(第24条関係)

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

消火栓使用者
住所
氏名 ㊟

次のとおり消火栓を演習に使用したいので、お届けいたします。

記

消火栓の設置場所	栗原市	
消 火 栓 の 種 別	地上式	地下式
設 置 種 別	公設	私設
演 習 使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	

立会者職氏名 ㊟

使用見込み水量 m³

様式第14号(第24条関係)

消 火 栓 消 火 使 用 届

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

消火栓使用者

住所

氏名

電話番号

(担当者

印)

)

消火栓を消火用として、下記のとおり使用したので、お届けいたします。

記

火災発生	日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分		
	場 所	栗原市		
使 用 状 況				
場 所	栓 数	時 間	使用水量	摘 要
		午前・後 時 分～ 午前・後 時 分 分間	m ³	
		午前・後 時 分～ 午前・後 時 分 分間	m ³	
		午前・後 時 分～ 午前・後 時 分 分間	m ³	
合 計		時間 分	m ³	

様式第15号(第25条関係)

給水装置・水質検査請求書

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

給水装置使用者 住所
氏名
電話番号



下記のとおり給水装置・水質検査を願いたいので、請求いたします。

記

給水装置の設置場所	栗原市		
給水装置の種類	専用給水栓	共用給水栓	私設消火栓
メーター番号 及び口径	メーター番号	口径	mm
検査の請求内容	給水装置検査() 水質検査()		
備考			

様式第16号(第30条関係)

年 月 日

栗原市水道事業
栗原市長 殿

住所
氏名 ㊟

水道事業納入金軽減(免除)申請書

水道事業納入金を軽減(免除)していただきたいので、下記のとおり申請いたします。

記

給水装置設置場所	栗原市
給水装置所有者 (使用者)	氏名
減免を受けようとする 納入金	水道料金(年 月分) 手数料 加入金 その他()
減免を受ける 前の金額	円(m ³)
水道料金につ いては、その 調定年月及び 使用水量	年 月 m ³
減免申請金額	円(m ³)
減免申請の理由	

修繕工事	修繕工事店	漏水・修理報告書
年 月 日依頼 年 月 日工事終了		添付 あり・なし

様式第17号(第32条関係)

(表)

給 水 装 置 検 査 員 証		
	第	号
職名		
氏名		
年	月	日生
上記の者は、水道法第17条第2項による 検査員であることを証する。		
年	月	日発行
栗原市水道事業 栗原市長		印

(裏)

注 意 事 項	
1	この検査員証は、勤務中に携帯し関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
2	この検査員証を損傷したときは、速やかに再交付を受けなければならない。
3	検査員である職員が、検査員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。

様式第18号(第33条関係)

給水装置の管理義務違反に関する指示書

第 号
年 月 日

様

栗原市水道事業
栗原市長



下記のとおり給水装置の改善措置を指示する。

記

根 拠 法 令	に基づく指示		
給水装置の設置場所	栗原市		
給水装置の種類	専用給水栓	共用給水栓	私設消火栓
メーター番号 及び口径	メーター番号	口径 mm	
検 査 の 内 容			
措 置 指 示			
備 考			

様式第19号(第34条関係)

給 水 停 止 執 行 通 知 書

第 号
年 月 日

様

栗原市水道事業
栗原市長



下記の理由が解消するまで給水を停止する。

記

根 拠 法 令	に基づく給水停止
給水装置の設置場所	栗原市
給 水 装 置 の 種 類	専用給水栓 共用給水栓 私設消火栓
メ ー タ ー 番 号	
給 水 停 止 内 容	条例第38条第1項該当(基準不適合) 条例第38条第2項該当(業者不適合) 条例第39条第2号該当(検査等拒否) 条例第39条第3号該当(改善等拒否)
給 水 停 止 執 行 日	
給 水 停 止 の 理 由	
備 考	

様式第19号の2（第34条関係）

年 月 日

様

栗原市水道事業
栗原市長



お客様番号
検針巡回コード
水栓住所

給水停止通知書

あなたの未納水道料金等につきましては、督促状等により納入をお願いしてまいりましたが、いまだ納入されておりません。

不本意ながら未納水道料金等を納入していただくまで、栗原市水道事業給水条例第39条第1項の規定により、給水を停止します。

なお、給水停止はあなたが不在の場合であっても執行します。

記

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 給水停止執行日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 未納料金 | | | 円 |
| 3 | 納入場所 | | | |

注意

- (1) 未納水道料金等が完納されるまで、給水停止の解除は行いません。給水停止の解除は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- (2) 給水停止により損害が生じる場合があっても、市ではその責任を負いません。
- (3) この通知を受ける前に金融機関等に納入された場合は、直ちに下記のお問合せ先に連絡してください。連絡が無い場合、納入の確認に時間を要するため、給水停止を執行する場合があります。

お問合せ先